

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言に関する当社の対応について

お客様・お取引先各位

はじめに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

日本政府は 5 月 4 日、新型コロナウイルスの対策本部で、緊急事態宣言を全国一律で 5 月 31 日まで延長することを決定しました。

当社対応につきましてご案内いたします。

各対応にあたり、お客さま・お取引先の皆さまには、ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解のうえご容赦賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

そのうえで新型コロナウイルス感染症対応につきましては、「対面でのお打合せについて、延長や中止・TV 会議への切り替え」という継続的な対応を行い、下記期間につきまして東京・大阪・福岡の各オフィスについて原則在宅勤務とさせていただきます。

在宅勤務期間：2020 年 5 月 7 日(木) ～ 2020 年 5 月 31 日(日)

※5 月 31 日を待たずに、5/14 或は 5/20 での段階で緊急事態宣言解除となった場合の対応につきましては、別途お知らせいたします。

お問い合わせ窓口の対応につきまして

上記、原則での在宅勤務対応にあたり、お問い合わせ窓口につきましては、5 月 31 日(日)までの間「電話」窓口を休止とし、「メール」窓口の対応とさせていただきます。ご不便をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。

2020 年 5 月 7 日

ゼッタテクノロジー株式会社